

# 令和元年度 東京都一般任期付職員 採用選考案内

令和元年10月25日  
東京都

## 1 選考職種、採用予定人員

区分	職種	職層	勤務場所	職務内容	採用予定日	採用予定人員
一般 任期付	福祉	主任	児童相談所	児童福祉司	令和2年4月1日	4名
			児童自立 支援施設	児童自立 支援専門員		2名
	心理		児童相談所	児童心理司		1名

- ◎ 採用予定人員は、欠員の状況等により増減する可能性があります。
- ◎ 児童福祉司および児童心理司の配属先は、都内に11箇所ある児童相談所のいずれかになります。
- ◎ 児童自立支援専門員の配属先は、児童自立支援施設（誠明学園又は萩山実務学校）になります。

## 2 任期

令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

- ◎ 期間を定めた任用であり、令和5年4月1日以降の任用を保障するものではありません。なお、最長で通算5年まで任期を延長できる場合があります。

## 3 受験資格

職務内容	必要な資格等	
	※A及びBの両方の要件を満たす必要があります。	
	A	B
児童福祉司	学校卒業後の福祉に関する職務経験が5年以上、かつ当該期間を含めた職務経験年数が次頁の表1に掲げる学歴区分に応じた年数以上ある人(注1～4)	別紙「児童福祉司」資格要件調査票に該当する人(注5、8)
児童自立 支援専門員	学校卒業後の福祉に関する職務経験が5年以上、かつ当該期間を含めた職務経験年数が次頁の表1に掲げる学歴区分に応じた年数以上ある人(注1～4)	別紙「児童自立支援専門員」資格要件調査票に該当する人(注6、8)かつ宿直を含む交替勤務が可能な人
児童心理司	学校卒業後の心理に関する職務経験が5年以上、かつ当該期間を含めた職務経験年数が次頁の表1に掲げる学歴区分に応じた年数以上ある人(注1～3)	別紙「児童心理司」資格要件調査票に該当する人(注7、8)

【表1】

学歴区分	必要な職務経験年数
<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学院博士課程又は修士課程の修了</li> <li>・大学（4年制の大学）の卒業</li> </ul>	5年以上
<ul style="list-style-type: none"> <li>・短期大学（2年制の短期大学）の卒業</li> <li>・高等専門学校卒業</li> <li>・専修学校（修業年限2年以上の専門課程で年間授業数680時間以上のものに限る。）の卒業</li> <li>・各種学校（「高等学校3年制卒業」を入学資格とする修業年限2年以上の課程のものに限る。）の卒業</li> </ul>	7年以上
<ul style="list-style-type: none"> <li>・高等学校の卒業</li> </ul>	9年以上
<ul style="list-style-type: none"> <li>・中学校の卒業</li> </ul>	12年以上

注1 「福祉に関する職務経験」とは、福祉施設や病院等での相談援助業務や直接支援業務等の対人援助業務を指します。また、「心理に関する職務経験」とは、病院や学校、福祉施設、相談機関等でのカウンセリングや指導・判定業務等の対人援助業務を指します。

注2 採用予定月の前月末日現在。職務経験が複数の場合には、通算することができます。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一方のみの職歴に限り、また、同一期間内に学歴（適用する学歴区分の学歴及び当該学歴区分への入学のために必要な下位の学歴）と職務経験が重複する場合は、学歴か職務経験のいずれか一方の経験に限り、受験資格として認めます。

注3 非常勤職員やアルバイトとして勤務していた期間の職務経験年数については、勤務時間等（1日＝7時間45分、1月＝21日）により換算します。

注4 国立障害者リハビリテーションセンター学院児童指導員科及び国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所における修業期間は、福祉に関する職務経験とみなします。

注5 児童福祉法第13条第3項又は同法施行規則第6条に該当する人。

注6 東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第90条に該当する人。

注7 児童福祉法第12条の3第6項第1号に該当する人。

注8 採用予定月の前月末日現在。合格通知後、指定日（4「卒業（修了）・在職証明書の提出について」参照）までに要件に該当することを確認するための証明書類を提出していただきます。事実が確認できない場合は採用されませんので御注意ください。

◎ A及びBの両方の要件を満たす必要があります。資格が無いことが判明した場合は、書類選考及び口述考査の結果に関わらず採用されません。

◎ 地方公務員法第16条の欠格条項（※）に該当する人は受験できません。

※民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者を含む。

◎ 国籍は問いません。

◎ 過去東京都の一般任期付職員として、本選考案内で募集する各職務内容と同一の職務内容で5年間職務経験がある人は、同一の職務内容を受験することができません。

また、本選考案内で募集する各職務内容と同一の職務内容で、東京都一般任期付職員としての職務経験がある場合、過去の任期と合算して5年を超えない範囲内の任期で採用します。

## 4 卒業（修了）・在職証明書の提出について

受験要件の確認及び給与決定の資料とするため、合格者には高等学校以降の全ての学歴に関する卒業（修了）証明書及び全ての職歴に関する在職証明書を合格通知後に提出していただきます。卒業（修了）証明書については各学校の様式で、在職証明書については東京都福祉保健局の指定する様式での発行を学校・勤務先へ依頼していただき、合格通知後から1月24日（必着）までの期間にご提出いただくこととなりますので、計画的に準備を進めるようにしてください。合格通知から提出締切までの日数が大変短くなっており、御協力よろしくお願いたします。

## 5 選考方法

### (1) 第1次選考

<b>書類選考</b>	履歴書、職務経歴調書等による専門性の審査	
<b>小論文</b>	＜課題式＞ （回答文字数：1,200字程度）	
	<b>児童福祉司</b>	「児童相談所が直面する課題及び児童福祉司の役割について述べ、あなたの経験を活かし、児童福祉司としてどのように業務に取り組むか述べなさい」
	<b>児童自立支援専門員</b>	「児童自立支援施設が直面する課題及び児童自立支援専門員の役割について述べ、あなたの経験を活かし、児童自立支援専門員としてどのように業務に取り組むか述べなさい」
	<b>児童心理司</b>	「児童相談所が直面する課題及び児童心理司の役割について述べ、あなたの経験を活かし、児童心理司としてどのように業務に取り組むか述べなさい」

◎ 申込書類により選考を行い、第1次選考合格者には第1次選考合格通知兼第2次選考受験票を郵送します。

### (2) 第2次選考

第1次選考合格者に対して、次のとおり行います。

<b>口述審査</b>	人物並びに職務に関連する経験及び知識についての個別面接
-------------	-----------------------------

## 6 採用選考に係る日程等について

<b>受付期間 受付場所(あて先)</b>	<b>＜持参申込＞</b> <b>令和元年11月19日(火)まで</b> 都庁第一本庁舎27階南側 東京都福祉保健局総務部職員課人事担当	<b>＜郵送申込＞</b> <b>令和元年11月15日(金)まで</b> (消印有効) 〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 東京都福祉保健局総務部職員課人事担当
<b>第1次選考結果通知</b>	令和元年12月上旬 ※合否にかかわらず、受験者全員に郵便で通知します。	
<b>第2次選考実施日</b>	令和元年12月12日(木)または13日(金)のうち指定する1日 ＜会場：東京都庁＞	
<b>最終結果通知</b>	令和元年12月下旬 ※第2次選考受験者に対し、郵便で通知します。	

#### ＜持参による申込の場合＞

土・日・祝祭日を除く。午前9時から午後5時まで。

#### ＜郵送による申込の場合＞

封筒(角型2号)に赤字で「採用選考申込(職務内容 ※受験する職務内容を記載)」と明記し、申込書類等を折らずに、簡易書留で送付してください。

なお、普通郵便で送付した場合の事故については、責任を負いません。

- ◎ 第2次選考実施日の3日前までに、第1次選考結果が届かない場合は、福祉保健局総務部職員課人事担当までお問い合わせください。
- ◎ 第2次選考の集合時間、選考会場などの詳細は、第1次選考合格通知兼第2次選考受験票に記載してお知らせします。
- ◎ 合格者は最終結果通知後、東京都人事委員会の書類選考を受けることになります。

## 7 申込方法

次の書類を持参又は郵送により提出してください。

- ア 東京都一般任期付職員採用選考受験申込書兼履歴書
  - イ 資格要件調査票（※申し込む職務内容に応じた調査票をお使いください。）
  - ウ 職務経験調書（※福祉・心理に関する職務経験に限らず、全ての職務経験について記入してください。）
  - エ 小論文（A4版、400字詰め原稿用紙 横書き）  
（※手書き・ワードプロセッサーどちらでも構いません。枠外右上部に氏名を記載してください。）
  - オ 244円分の切手を貼付した返信用封筒（定形封筒〈長形3号〉にあて先・郵便番号明記）
- ◎ 複数の職務内容へ申し込むことはできません。
  - ◎ 提出された書類等は返却しません。
  - ◎ 申込書に記入していただいた個人情報採用選考及び採用事務の目的以外に使用することはありません。

## 8 任用及び給与について

東京都では、児童福祉や児童心理に関する職務等で培った高度な知識や経験を活かし、児童相談所又は児童自立支援施設で**即戦力**として活躍していただける方を求めています。

採用後は、主任として任用され、高度な知識や経験を還元し、児童相談所又は児童自立支援施設の専門的機能強化にお役立ちいただくことを期待しています。

職 層	初 任 給
主 任 級	約238,000円

- ◎ この給与は、平成31年4月1日現在の給料月額に地域手当を加えたものです。なお、採用前に給与改定があった場合は、その定めによります。
- ◎ 上記のほか、扶養手当、通勤手当、期末・勤勉手当等の手当制度があります。
- ◎ 職務経験が一定以上ある人は、所定の基準により加算される場合があります。

## 9 任期付採用職員について

近年、都政に対するニーズの専門化・高度化が著しく進んでいます。このような状況に対応するため、専門的な知識や経験を有する人材を都庁外部から一定期間活用し、都政の喫緊の課題を解決するための制度として、東京都では「東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」等を制定しました（平成15年1月1日施行）。

この条例は、地方公務員法の特例法である「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」（平成14年5月）等に基づくものです。

任期を定めて採用された職員も、常勤の一般職の地方公務員であり、任期の定めのない職員同様、守秘義務、営利企業等従事制限等の地方公務員法の服務規定の適用を受けます。

## ■ お問い合わせ先

### 東京都福祉保健局総務部職員課人事担当

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎 27階南側  
【電 話】 03(5320)4023 (ダイヤルイン)  
【福祉保健局ホームページ】 <http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/>  
【交通案内】 新宿駅（西口）から徒歩約10分  
都庁前駅（都営大江戸線）